

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成25年12月5日(木)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	吉田正昭	副委員長	佐藤茂
	委員	松本正美	委員	戸谷裕治
	委員	山田新太郎	委員	菊地久
	委員	高阪康彦		
欠席委員	なし			
会議事件の説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	政策推進室長	伊藤芳樹	政策推進課長	黒川静一
	総務部長	加藤恒弘	総務部長兼 総務課長	服部康彦
	総務部長兼 総務課長	江上文啓	民生部長	佐藤一夫
	民生部兼 子育て推進課長	鈴木利彦		
職務のため出席した者	議長	高阪康彦	議事局長	松岡英雄
	補佐	伊藤恵美子	書記	服部有規
付託事件	議案第54号	蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について		
	議案第55号	蟹江町税条例の一部改正について		
	議案第56号	蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について		
	議案第57号	蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例等の一部改正について		

○委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

総務民生委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は4件であります。この内容を見ますと、税法の改正ですが、なかなかこの間も国民健康保険運営委員会がありまして、そのとき町長もちよこつと話しされましたが、税法の改正ですので私たちが口を挟むところは少ないかもしれませんが、理解を深めなければいけませんので、少し補足というか、もう少し詳しく説明していただきますと審議が慎重に進むかと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしく願いいたします。

それでは最初に、議案第54号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

これにつきましては、補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 菊地 久君

今回の給与に関する条例の一部を改正要点というのが書いてあるわけですが、今回のまず6条関係でありますけれども、これは55歳以下の7級の職員の昇給について、その者の勤務成績が標準である場合は昇給の号給数を3号給とすると、こういうふうにならわっているわけですが、ここで、55歳以下の7級の職員というのは、例えばここにあります町の職員があるわけですが、課長クラスですね。これは政策推進課、総務課がいいかな。総務課で部長、主幹、または総務部次長兼課長、課長補佐兼総務係長兼職員係長、主事、主任主事というように書いてあるわけですが、ここでいう7級の職員というのは、役職

等からいってどこの人たちのことを言うのか、まず1点。

○総務部長 加藤恒弘君

7級の職員につきましては部長クラスでございますので、総務部でありますと私が7級に任じられておるところでございます。あとは民生部長ということでございます。

○委員 菊地 久君

それで続いて、管理職の人たちだと思うんですけども、勤務成績が標準ということに書いてあるわけでございますけれども、そういう方々の勤務成績の標準というのが、どういう規格や基準があっておやりになっているのかなど。例えば町長の所管でございますので、町長が一定の評価点というのをお持ちなのか、総務部長がお持ちの中でそういう評価というのが出されている、査定標準はどうかのかなど。その辺のところ、一遍、せっかくでございますので、これから全部身分にかかわってくる問題でございますので、後で聞いてえこひいきだとか、どこでどうなっておるの、おかしいがやというようなことが聞こえてくるといけません。おさらいのつもりもありますが、何かの、どこでも民間会社やなんか、全部あるんですよ、評価点のね。それで、一般の職員と役職になるときの昇格試験と、その役職になったときには、役職は、管理職は管理能力の問題を問われるわけ、部下を使えるか使えないかですよね。一番の下の子は違いますので、無断欠勤をしないように、あれをしないように、言われた仕事はよう聞くように、上司の言うことには従いますようにというのが一般なんですけど、管理職の立場になると、そういう方々をどうやってうまく掌握して、成績を上げていけるかと。その民間のあれと違いますので、業務成績の結果というのは目に見えないわけですよ。目に見えない中で成績査定をしていくというのは、どこか公務員は公務員の基準があると思いますが、本町においてどういう基準で、どういうものがあって、物差しがあっておやりになっているのかなど。その辺についてお願いいたします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

菊地委員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、毎年2月1日に勤務評価というのがございます。これは2月1日時点で、例えば一番下、私ども、主事というのがあるんですけども、主事の上には通常係長がみえると思います。その方が1次評定者ということで評価をしていただきます。その次に2次評定者ということで、係長の上である課長補佐が評定をいたします。次に調整者ということで、3番目に課長が調整をいたします。その後、最終的には町長までその書類が回るんですけども、今申し上げましたように、1次評定者、2次評定者、調整者の中で評価において不都合があれば調整することができます。ですから、少なくとも3人の方が同じ見方をしておれば、そのまま町長のほうに回りますけれども、そうでなければ途中で評価を変えられることになります。

評価といたしましては、一般的に、ここにある方のやつが載っておりますけれども、13項

目ほどございまして、各項目ごとに、A、B、C、D、Eというランクがございます。先ほど申された標準的なのというのは、A、B、Cで申し上げますとCあたりです。

（「真ん中だ、そういうことね」の声あり）

真ん中でございますので、A、B、C、D、Eというのがございまして、一般的にC評価が標準でして、これが先ほどの4号給でございます。それを今回7級の55歳以下に関しては昇給を3号給にしようという条例改正の内容でございます。

以上でございます。

○委員 菊地 久君

評価はどうやってやるの、どういう項目なの。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

例えば、先ほど申し上げた13項目あるんですけども、その中で主事、一番下の方の場合ですと、仕事の管理に、与えられた仕事を正しく早く具体化して完成したかだとか、例えば仕事の手順、仕事の段取り、進め方はよかったかだとか、あと責任性ですね。自分及び部下の職務に対する責任感は強かったのかどうなのかとか、あと同僚との協力の程度、協働の精神はあったか、こういったものを、これは職階によって項目は若干変わりますが、そういった項目で、それぞれ先ほど申し上げたように、A、B、C、D、Eのいずれかを評定していただく、そういう内容になっております。

○総務部長 加藤恒弘君

今、部長の話をさせていただいたと思うんですね。ちょっとそれが抜けております。私、部長ですと、第1段階は副町長でございます。そして第2段階、調整含めて町長がやるという形になります。55歳で7級といいますと、さっきお話をさせていただいた、私ども部長でございますので、いつもこういった形で、年に1度、2月1日から1年間を振り返って、基準をもった形で査定をされるという評価をしているところです。

評価につきましては、今、こちらを見ておりましたけれども、私どもは要素区分で幾つか書いてあって、基本的に私どもの対応では、指揮・指導統率力とか、ほかの一般の職員と違うものでありましたならば、特に指導と統率力、企画、決断力、表現力、折衝力、知識、技能、こういったものが評定の差が出ます。昇格の話も出ました。昇格につきましては、これをもとに昇格の抜擢をやりますので、私ども部長クラスになりますと、次長からの抜擢という形できちっと見ておりますので、ここの中に日ごろの成果の機会となります。それとあと、勤務状況、そういったものも含めまして全部評価していくという形になります。そのときには、特に私どもですと指導力、知識、能力、そういったものが私どもの管理職としての、昇進に当たってはそんなところを深く考慮しながら検討していくということになります。

○委員 菊地 久君

次に、それを踏まえて5項でありますけれども、55歳を超える職員の昇給について、標準

の勤務成績では昇給を停止すると、こういうふうになっておるわけですね。55歳を超える職員の昇給というのは、事実上昇給は原則的にないよと。そして、標準の人ですから停止をしますと。標準よりも上の人については、じゃ、標準の人は昇給はないけれども、標準よりも非常にいいという人はどういう扱いをするのかなと。標準よりもっと悪い人がおるとするね。せっかくここまで来たけれども、55まで、おまえさん、おってくれたけれども、できたらやめてもらったらええなというような人がおるときにも、この項目の中で該当して言えるのかどうか。職員でも、人から見て見方は全部違いますけれども、あんなの、どうもならんなという声が聞こえるような人も、じゃ、行くところもないで、どこか、どこでもいいで放り込んでおけというような人事をやる場合もありますし、今までもいろいろと耳にしておって、あの人は困ったな、ああいう人は困った、早くやめんかなというようなことを耳にしたりすることもあるんですが、今回、職員の給与で、特にこういう改正が来ていますので、4項、5項という該当者についてどうなのかなと。これを基準にしてよくなりませんものだから、ああ、ありがたい、条例改正でふわふわと民間も昇給が非常にこれからベースアップをしたり、給料をどんどん、今まで民間が悪かったものですから、人事院勧告ですら守らぬような状況が来ておるわけですよ。そういう中で、今後どのような方向でやっていったらいいのかと。公務員に対する風当たりというのは、やっぱり強かったんですよ。民間がよくなってくると、ちょっと緩むわけですよ。でも、一応ここで条例で決めた以上は、条例にのっとって、管理職の皆さん方の扱い方どうしたらいいのか、一般の職員についての昇給問題をどうしたらいいのかという議論の対象になってくると思いますので、その辺についてどういうように、例えば5項についてはどういうことをここで言って、何に該当しようとしておるのか、理解できんのかわ。その辺、ちょっと言ってください。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

それでは、お答えさせていただきます。

5項の55歳を超える職員の昇給については、標準の勤務成績では標準をベースにとということですが、これは55歳超えるですから56歳以上の職員について、従来ですと、先ほどのA、B、C、D、EというところのCということで、毎年標準といった状況であれば2号給上がっていたものを、来年26年4月1日からはゼロにするという内容であります。昇給を停止するということですね。

そういった中で、先ほど菊地委員もおっしゃって見えましたが、A、B、C、D、EのAとBというのは、Aというのは「極めて良好」という形になりますけれども、Bだと「良好」というものでございまして、そちらのものに当たる場合については、56歳以上であっても、例えば「極めて良好」なAですと2号給の昇給を行います。特に「良好」であるBである場合は1号給の昇給を考えました。標準的なCの場合はゼロという、その下のD「やや良好ではない」という言い方をするんですが、これについてはゼロでございます。その下のE「良

好でないもの」についても昇給についてはゼロということで昇給はしないということです。

それから、56歳以上について適用するというのは、実は管理職、一般職にかかわらず、年齢要件のみでございまして、来年26年4月1日の時点で56歳を超えている者については、全て適用されるということでございます。

○委員 菊地 久君

職員である以上は、今言ったような形で、原則として昇給は停止だと。ただし、成績のいい人、今言うようにAランクの人ね。非常に悪くてEランクの人、Eランクも同じ扱いですので、要はA、Bのランクの人たちの扱いですが、皆さんは、基本的にはゼロだけれども、誰が見てもこれは成績がAだよ、Bだよといったときに、査定が表に出るわけやね。果たして、今これから人事のことですので私たちが言うことではありませんけれども、総務部長が人事管理をしてみても、職員全体を見たときに、Aの人が全体では何%ぐらいおるのかなど。実際はおらんかもしれないと思うのか、おると思われるのか、おるということについて、ただの職員でなくて、そのための逆の待遇として、今までその人が主事だったのを主任にしたり、係長に上げたり、課長補佐だとか課長ね、そういうような方向に、試験受けなきゃいかんでしょうけれども、扱いですね。今度待遇面で処遇を考えられるのか、金額だけで昇給を考えてよしとするのか、その辺、今まで職員の方、余り私も口を出してこともありませんし、あれしておりますが、特に今回から部長クラスが、該当者が出てくるみたいに、これ、別であります、そうすると後輩との関係、下はだんだん引き続いてもらわないかんものですから、くすぶっておってはいかんものですから、みんなが切磋琢磨じゃありませんけれども、というような方向というのは、条例見ておるわけで、私たちは管理しておるわけではないのでわかりませんが、この条例改正によって、規則の改正によって、何かいいメリットというのはどこだと思われるんですか、提案に当たって何がいいんですか。

○総務部長 加藤恒弘君

いいか悪いかというと、ちょっと難しいところあるんですけども、国の新制度に基づく取り扱いであることがまず一つで、それがおりてきておるというのは準拠すべきということで我々も取り扱うという格好なので、その中で、55歳を見ていただきますと、55歳で基本的な方については停止していくと。今お話があったように、その中でパーセンテージの部分は今後きちっと出てくる部分があるんですが、Aランクの方、Bランクの方につきましては上げていく、そしてCは通例ということです。そうなりますと、55歳での昇格については、別段私どものほうとしては、55歳になったからといって昇格ができないというわけではございません。昇格をもってAランク、Bランクに近い方も含めて、昇格のほうでは、それでは考えていかなきゃいかんなどということでございます。ですから、それは給与そのものとの制度との絡みではなくて、昇格制度の中でそういったこともあります。その場合にはもちろん昇格しますので、このランキングについてはAとかBとかがつく。Aはほとんど、本当に平

均でAというのは全く私どもからしますと限界の話ですので、それは難しいかもしれませんが、昇格のときの絡みについては、この制度の中でAランク、Bランクというものを中心的に考えていかなきゃいけないというふうには考えています。そこは、はっきりしてくるといふふうには考えております。ですから、この要件に基づいて、昇格に基づいて給与も上げることは可能であるということで、今後の職員のモチベーションですか、そういったことも保てるというふうには考えています。

また、55歳以下の7級の職員の昇給につきましては、55歳が昇給停止になるわけですが、7級は私もやらせていただきますが、部長クラスになりますので、ここまで来た者について、もう既に、早くいいますなら、50歳で昇格をしてきた方については、ほかとの均衡がありまして、4つずつ上がるのではなくて、そこは上位クラスが一番高い7級というところですので、ここの昇給幅もございまして、その調整としての3つの昇給という形をとらせていただくということで、ほかの方との均衡ということも少し図られるというようなことが、今ここで言う、国の持っている現状というふうには考えています。

ただ、おっしゃるように、これを適正に使っていただいたなら、モチベーションの問題だとか、そして皆さんが今後職務に対する力を発揮できるような、そしてそれが給与面でも反映されるような新制度を今後考えていかなきゃいけませんので、このあたりについては私どものほうでも、この制度をどのようにしていくかということは課題として、今、出ていますので、ただ、今やらせていただけるのは、先ほど言った昇格のときに私どもがやっております、すみません、2月の時点でやっております勤務評定の適正管理をきちっと、これは実は勤務評定研修というものをやっております、それも私どもが研修を続けながら適正化をし、その中での判断を含めてこの制度をきちっと適用していこうというふうには考えておるところでございます。

以上であります。

○委員 菊地 久君

国のほうで、こういう方向で人事院勧告もあるでしょうけれども、いろいろな考え方出ておりますが、民間との問題でいろいろと言われてきて、皆さんは理解せぬままで、国が法律を勝手に決めてきて、条例ずっと、地方自治体のほうも大体それに右倣えですので、実態とマッチせんようなことはいっぱいあるものですから、そういう中で、どうやって職員を正しく評価し、どうやって町民の皆さん方の理解をいただいくのかということの最終のトップ責任者は町長なんですね。町長にそれだけの権限が与えられておりますので、町長がどうあれ、いろいろな評価点を見ても、自分の評価から見てこれはおかしい、これはやめてもらっていいという人に対してやめてもらうような強い意思表示をどこかで示したり、そんなこともあろうかと思いますが、町長として現状を踏まえたときに、今のこういう条例改正について、何と何が今後問題になるのかなど。その点についてどのように、人事管理についてね。

特に一般の町民から見たときに、一般の職員でもいろいろありますよ。ただの職員、上の主事だとか主任だとか係長、その対応はわかりませんが、いろいろな町民の皆さんから苦情が来る。ここのところは水道、どれくらい水圧下がっておるのに、何とかならんかとか、それをすぐに応答して処理できる職員もおれば、ごたごた言うのもおもしろいし、ここのところの公園の街路灯が切れておるのでと言うと、それはどこの課、それはどうした、またかとかとごとごと言って、なかなか対応が遅いのもおるわけ。だから、その対応について職員の全体の評判が悪くなる場合があるものですから、住民から見たときの職員を見る評価点というのは、どういうところで評価というのはやられるのかなど。それは、やっぱり選挙で選ばれてきておる町長が、それはきちんと整理して、管理監督者を指導する立場にあると思いますので、だから先ほど、最後でございませうけれども、一番の責任者である町長としては、現状を踏まえてどうであったのかと。ここへ条例改正が来たことによって自分はどうしたいのか、そんな考え方があったら、ひとつお聞かせ願えるとありがたいと思います。

○町長 横江淳一君

的確なお答えができるかどうかはわかりませんが、お答えしたいと思います。

今回の条例改正につきまして、これは国からの、菊地委員十分ご理解いただいていると思いますけれども、総務省からの公務員給与の圧縮というのが根底にあるのではないのかなどということは感じます。

ただ、公務員の給料につきましては、従来人事院勧告に従うというのが本来の従前の例ではあったわけですが、それがこのごろはラスパイレスという、いわゆる国家公務員を基準とした、それに対しての給与体系はどうなんだという、そういう基準も見られるようになりました。現実には、今回国家公務員の給料7.8%の引き下げによって、地方公務員の給与も下げなさいという通達がありまして、我が蟹江町といたしましても、総務省からの通達がございましたが、我々は54市町村のうち、いち早く5つの町村については、ラスパイレス100まで満たしておりませんので給与の削減はいたしませんという答えをはっきり県に通達させていただきました。このことにつきましては、いろいろなご事情があるというふうに思っています。昇格・昇給の中での職員のやりくりの中で自然にラスパイレスが上がってしまった地方自治体、この実態については大変苦慮されて条例改正したんだということも聞いております。中には、やらない自治体もあったやに聞いております。

そういうことを考えたときに、先般は一部事務組合での給与に関する条例の改正についての提案をさせていただきましたが、実際公務員給与について、この先、民間との是正というやり方をしっかりと、本来ですと僕は人事院勧告にのっとった第三者機関がしっかり見るべきだというふうに考えておりますし、国家公務員の給料ベースを地方公務員では考慮すべきじゃないという考え方を持っております。

当蟹江町といたしましては、一般職員、専門職は別といたしまして、一般職の給料計算に

つきましては、先ほだるる担当からご説明をさせていただきました。私も、一つ一つ全て、事細かく職員を見られるわけではありませんが、それでも、時間をとって自分なりにリサーチをさせていただいているつもりはございます。今後、55歳の昇給制度につきましては、議員各位のご理解をいただいた上に、特に優秀であった人というのは、なかなか見づらい部分がありまして、特に55歳で管理職になってみえる方は、それなりの自意識を持っておみえでしょうし、責任感もお持ちでしょうけれども、そうでない方も、中にはおみえになるわけがありますので、そこをどうするかということは悩ましい問題であるとの、ご承知のように大変複雑な問題が絡んでおります。ある意味、しっかりとこの辺の職員を見ていかなきゃいけないなど、こんなことを思っております。

当蟹江町といたしましても、この条例を皆様方にお認めいただき、しっかりやれる人についてはそれなりの配慮をし、昇給・昇格についても適切にこれからも対処してまいりたいなど。そして、住民サービスに支障のないような、そんな職員育成をこれからもやっていく形に考えております。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第54号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第55号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

大変申しわけございませんでした。さっき委員長からもご指示がございましたが、私どもといたしましても少し資料を提出させていただき、担当次長のほうからご説明を差し上げたいと思いますので、補足説明ということでお願いしたいと思います。

(資料配付)

○総務部次長兼税務課長 服部康彦君

補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正の内容でございますが、基本的には2点でございます。公的年金に係る個人住民税の特別徴収制度の見直し、金融所得課税一体化の推進に伴う公社債等に対する課税方式の変更が今回の2つのポイントとなっております。公的年金の関係につきましては、特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に他の市町村に転出した場合、現行では年金からの特別徴収を中止しまして、普通徴収と切りかえて課税をさせていただいていたものが、改正後は、転出した日に属する年度中に限り特別徴収を継続してできるというものが一つでございます。

配付させていただきました資料の上段に書いてございます、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しに係る部分の徴収税額の平準化というものがございます。平準化につきましては、公的年金からの仮徴収税額について、現行は前年度の本徴収税額とされております。これを前年度の年税額の2分の1相当額に変更するものでございます。

具体的に、上段の真ん中ぐらいに具体例による平準化のイメージがございます。こちらのほうをごらんいただきたいと思います。仮に28年10月から施行されますので、N年度を27年度とした場合、平均的に年税額は6万円の例えに対する資料でございますので、よろしくお願い申し上げます。

現行では、仮徴収となる4月、6月、8月、この3回につきましては1万円ということになります。本徴収となる10月、12月、2月、この3回についても同じく1万円ということになります。27年度は改正後も現行と同様ということになります。

Nプラス1年度、これは28年度でございますが、この年に例えば医療費控除を受けられた場合に税額が減ということになります。年税額が、本来6万円の方がこれによりまして3万6,000円になった場合の計算でございます。この場合、現行では仮徴収とする4月、6月、8月の3回につきましては、前年度の本税徴収額となっておりますので1万円ずつということになります。本税の本徴収、例えば10月、12月、2月の3回につきましては、3万6,000円から3回分3万円を引いた6,000円を3で割った2,000円ということになります。改正後も現行と同じということになります。

次に、Nプラス2年度、これが29年度については、医療費控除による減がないということの前提で、年税額を6万円に戻ったという形で計算がしてございます。現行では、仮徴収になると4月、6月、8月の3回は前年度の本徴収税額であります2,000円ということであり、本徴収となる10月、12月、2月の3回は、実は6万円から3回分の6,000円を引いた5万4,000円を3で割った形、1回が1万8,000円ずつということであり、改正後につきましては、前年度の年税額の2分の1の仮徴収ですので、3万6,000円の2分の1、1万8,000円を4月、6月、8月の3回で割りますと6,000円ずつということになります。本徴収につきましては、6万円から3回分の1万8,000円を引いた4万2,000円を3で割った1万4,000円ずつということになります。

Nプラス3年度、これは30年度ということになりますが、これについては前年度と同じように計算しますと、現行の計算でございますと、仮徴収になる4月、6月、8月の3回は前年度の本徴収税額の1万8,000円ということになります。1回が1万8,000円で、本徴収となる10月、12月、2月の3回が2,000円ということになります。改正後につきましては、前年度の年税額の2分の1の仮徴収としますので、6万円の2分の1、3万円ということになり、4月、6月、8月の3回で割りますと1万円ずつお支払いいただく。本徴収につきましても6万円から3回分の3万円を引いた3万円を3で割ることになりますので1万円ずつとなり、税科目変更も2年で仮徴収と本徴収が平準化されるというものが今回の年金部分での改定でございます。

それから次に、下段のところにあります金融証券税制の改正の概要でございます。

こちらのほうにつきましては、上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する改正でございます。金融所得課税の一本化を進める観点から、平成28年1月以降、特定公社債に係る利子所得及び譲渡損益に対する課税方式が、上場株式に係る配当及び譲渡損益に対する課税に準じて変更されます。また、これまで上場株式の配当所得及び譲渡所得に限定されていた損益通算の範囲を特定公社債の利子所得と譲渡所得まで拡大するというものが今回の改正でございます。

資料でございます表に基づいて簡単に説明させていただきますと、現行の公社債の利子については、利子支払金融所在の都道府県において利子割5%の特別徴収がされており、申告は不可ということになっておりました。また、譲渡損益については非課税ということになっておりました。改正後は、平成28年1月1日以降の納税義務者が支払いを受けるべき特定公社債の利子等について、利子割の課税対象から除外した上で配当割の課税対象ということになりました。

譲渡損益については、源泉徴収選択口座内の特定公社債の譲渡に係る譲渡所得について、株式譲渡所得割の課税対象とすることとなったものであります。また、その場合、申告は任意ということで、納税者が申告した場合、翌年の所得税の課税対象として5%の税率に分離課税をするということになりました。

また、上場株式等の譲渡損益及び配当所得の損益通算の特例対象に特定公社債等を加えて、上場株式等の配当所得、譲渡所得等の損益通算を可能にしたものでございます。公社債のうち、特定公社債以外の一般公社債ということにして、引き続き利子割の課税対象としました。

上場株式と一般株式の課税内訳について改正されておりませんが、現行では譲渡損益で損益通算が可能でありましたが、改正後は、損益通算ができなくなりました。ただし、上場株式については特定公社債との損益通算が可能という形になったものを今回図示させていただきました。これが一番わかりやすいのかなと思ってつくらせていただきましたので、よろしく申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

○委員 菊地 久君

さっぱりわかりませんが、わからんままわからんでも、これ済んじゃう話でございますが、今、第一、まず年金という関係でございますが、年金はそれぞれが身近に感じておることでございますので、実感として、どういように今この条文の改正によって、一般の年金所得の人は具体的に言うてどうなのと。ことし、年金こうこうだったよと。先ほどお話ししたように、そこで借りておった人たちが、例えば蟹江町から弥富でもいいです、よそへ引っ越していっちゃったと。引っ越した時点で、従来だと引っ越し先でまた申請制になるんですが、今回からは引っ越ししようがしまいが、蟹江でおって、年金もらっておった人については、そこで引くと。事務手続上そういうことになるので、本人にとって、納税者にとっては事務上手続が楽になるものか、町村の担当者のほうが事務的に楽になる制度に変更したのかどうか。それと、該当者というのは一体どういう人が発生していつて、どういような人は税がふえるのかふえんのか、年金額は変わりやせんのに、今度の改正によってぎょうさん取られんんじゃないかという心配があるんですが、そういうことは心配ないですよとってくれるかどうか、これ一つですわ。

それから、2つ目は、株式の問題だとか投資信託だとか、そういうようなものについては、私は縁がないものですからいいですが、ここにみえる人はみんな縁のある方々で、お金持ちと貧乏人と差が出るわけですが、今までの28年からですが、従来株式を投資していて、株で、これ分離課税でございますので、そこで損をしようが得をしようが、町はそこで手続は分離でその扱っておるところはやってきておられたと思いますが、マイナスになった場合、マイナスになった人が、今回からは3年間、それを例えばマイナス50万だとする。すると、50万を源泉徴収のときに、マイナス50万はこちらの確定申告のときに使いますよというように形で今度から変わったのではないかということを知っておるわけですが、株主で株式のときも一緒だと思いますが、要はそういう株で投資したり信託で投資をしておった人が、物すごくリーマンショック以来、えらい大きな売買するたびに赤字で来たその赤字を、今回からは一般の所得のほうと計算して、穴埋めできると言っちゃいけません、そっちのほうの税金が少しでも安くなるような、分離課税から総合課税に変わったんだよというようなことを銀行筋だとかこういう信託会社の説明をしておるわけですが、どういように我々は、この改正によって、これを私読ませてもらっておるんですが、余計わけわからなくなっちゃったものですから、どのようにこれは理解をしたほうがいいのか、この条例の改正というのは、ちょっとわからんので、正直言つて。

○総務部次長兼税務課長 服部康彦君

まず、年金の関係でございます。これは実際に年金をおもらいの方が、じゃ、この改正に

よって影響があるかという、影響はございません。それで、今回、これ上げさせていただいたのは、例えば医療費控除なんかで減額されたり、例えば年税額が変わると翌年度からの税額が、今の現行制度ですと、最初に少ない金額、これでいうと2,000円ずつ払っていたものが、あとの3回については1万8,000円払わなあかんということで、月々の負担割合が変わってしまうので、今回、何とか3年間で平準化しましょう、1万円ずつにしましょうという改正が本来の中身ですので、例えば、そういうふうに医療費控除だとかそういうものがない方については、特段の影響はないかと思えます。

それから、例えば、蟹江町におみえで、弥富のほうに引っ越しをされたら。これは年度途中でありますけれども、本来ですと年金から特別徴収という形で、蟹江町でお支払いをいただいております。これが本来、今までの現行の制度ですと、蟹江から出たということで、ほかの町村に移る場合は特別徴収をストップかけて、普通徴収に切りかえて自己でそれぞれ払っていただくという形をとっていたものであります。これは年金庁の実はシステムの関係でだめだったものを、今回それを切りかえるというお話が実はありまして、こういう形のもので、その年度に限り、課税年度ですから、24年度でしたら24年度に限り、蟹江町からのところでそのまま弥富に引っ越しても特別徴収をさせていただきますよということで、その翌年25年度から弥富市のほうで特別徴収という形に変わりますよというのが、今回の年金部分での改正でございます。

あと、株式のほうにつきましては、基本的にマイナスになった場合の損益通算のことになるかと思えます。今回、一番問題になってきたのは公社債の関係でございまして、特別公社債と一般公社債、2つに実は分けて今回考えております。特別公社債って何かというと、国債だとか地方債、外国地方債だとか、公募の公社債というようなものもあります。そういったものを除いた以外のもは一般の公社債ということですので、従来皆様方が株式でやってみえる方というのは、そのままお変わりはないと思えます。ですから、引き続き従来どおりの課税方式での分離課税なり総合課税ということでやる形になると思えますので、今回基本的には申告の義務が発生したり、申告はできないよということの部分はこの中に表記させていただいて、申告任意というのは、してもしなくてもいいですよ、申告不可というのは、しちゃだめですよ、これはできませんよ、それから申告の義務ありというのは、申告しなければいけないよというふうに変わってきていますので、その辺で一部、部分的に変わってきておると、利子割に対して今まで分離課税をしていたものが、配当割部分についても課税とかという形に、実は少しずつ変わっている部分がありますので、その部分での表記として、どこでの損益通算ができるかという今までの表で、例えば現年度の部分での損益通算可能部分については、例えば一般の株式ですと、配当と譲渡損益を合わせて通算していただいて構いませんよとなっていたもの、それから、そのほかに譲渡株式の譲渡損益と一般株式の譲渡損益を通算してもよかったですよというものが、今回それが取り外されてしまいまして、一

般の株式は一般株式だけでやりますよという形に変わってきておるのがやり方ですので、特に重立った、一般の方がよっぽど株をやってみえれば別ですけども、そんなに今までのものとは変わっていないというのが現状だと思います。

○総務部長 加藤恒弘君

一番最初に委員からお尋ねがありました、弥富市に変わった場合の年金の手続が変わって、事務量はどうか、住民の方のご努力はどうなったかのお話が足りませんでした、申しわけございません。1月1日が課税権ですので、課税権を持っているのは蟹江町でございます。そこから、6月から、年金から引かせていただくというのが今の現状でございます。ですから、一度、例えば8月に弥富市のほうに出られますと、課税権というのは、収納させていただくのはずっと蟹江町でございますので、事務上は。その1年間については、私どもいただかなあかん。年金でただけんようになると、ご本人さんに、蟹江町に期日を決めてお払いいただかなあかんという労力が今までございました。それが反対に、かかわるところに、あとは全部蟹江町のほうへ、その1年間は全部押してまいりますので、私どもも納付書をつくってお渡ししたりする労力も減ります。それから、住民の皆さんも、年金のほうから引かれないので、今度は、変な話を言うと、預金からおろしてきて、現金をおろして、その分を町のほうにお支払いいただくという、そういう労力も市町がやるというようなことで、それが今度の改正が、システムの改正でできるようになったということの、現実での改正でございますので……

(「いいほうの改正だな」の声あり)

はい、よろしく申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、議案第55号「蟹江町税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第56号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 佐藤一夫君

担当次長のほうからご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、説明させていただきます。

先ほど税の一部改正と同様に、こちらは28年1月1日、適用日が29年1月1日となっておりますが、28年分の関係で株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の状況で損益加算ができる。それが範囲の拡大をするということになりました関係で、国民健康保険税のほうも29年1月1日から適用になるという内容でございます。

損益が通算されるということになりますので、例えば加入者2人の方で資産割がない場合、所得割については、医療、介護、支援、トータル7.1%で、2人の方、例えば課税所得が300万の方が、この方については一応国保税は31万2,000円、7.1%を掛けますので、この場合、例えば損益通算ができるという形になりますので、損益で100万円マイナスが出たという場合になりますと、課税所得が300万から200万に変わりますと、その場合、国保税計算しますと24万1,000円の計算になりますと7万1,000円税金が落ちると。仮に、逆に100万収益が出ているという形になりますと、プラス400万になりますと、国保税のほうは38万3,000円、7万1,000円プラスという形になりますので、必ずしも国保税が上がる、減るといふ、いろいろなケースがございますので、その辺よろしくお願ひいたしたいと思います。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

○委員 山田新太郎君

ちょっと知らないのて教えてほしいんですけども、国民健康保険で最高額は幾らになるんですか。幾らの年収の人は幾らだと。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

国民健康保険の最高額は、まず医療部分で51万円、後期高齢支援金課税で14万、介護納付金で12万、合計77万円が最高限度額になっております。

○委員 山田新太郎君

幾らぐらいの所得があったらするの。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

おおむね、例えば加入者2人で、資産割を除いた場合、所得割額7.1%ですね。それをやりますと、大体1,100万円ぐらいで88万円の税率になりますので、当然限度額を超えています。それよりも下回る900万ぐらいで……

(「2人で最高限度額、もつとぎょうさん取った人もこれで済むでね」の声あり)

1,000万を多少切れるぐらいの所得だと思います。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(「なしの声あり」)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第56号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第57号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

特に補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

それでは、質疑はございませんか。

○委員 菊地 久君

本町の改正のときもらいまして、蟹江町の。火葬場のあるところは「本町六丁目」と書いてあったんですが、それで番地が今度これついたんです。140番地だったね、つけたんだね、これ。勝手につけたわけじゃないと思うけれども、これは140番地という番地は、火葬場のある、どこになるわけ。待合室がそうなの、お墓も入れてなの、それから、焼却場のあれを入れて140なのか、土地全部、あれ、町の土地かね。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

斎苑については、何筆か町の土地になっていると思います。今回の140番地というのは、代表地番が今まで、それこそムノ割78番地の1という格好で斎苑の代表地番として使っておりましたので、その地番を今回140番地という格好でつけさせていただいた、そういうものでございます。

○委員 菊地 久君

ムノ割、ウノ割ってあったんだわ。ムノ割、ウノ割で、ムノ割が140番地になったの、今度。ウノ割がなったの。

(「ムノ割」の声あり)

ムノ割が140になったわけね。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

はい、ムノ割78番地の1というのが、今回六丁目の140という、そういう格好で変えさせていただいたというものです。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第57号「蟹江町立斎苑の設置及び管理に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託をされました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告については私にご一任願います。

これで、総務民生常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前 9時57分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉田正昭